



参議院議員選挙

みなさんの一票が明るい未来をつくります。
大切な一票を無駄にしないで、

ぜひ投票しましょう!



投票日

7月10日(日)

午前7時～午後8時

【担当課】 選挙管理委員会事務局
☎03-5654-8492～6
投票所への車での来所はご遠慮ください。

新型コロナウイルス感染症対策について

手指用消毒液の設置や職員などのマスクの着用、定期的な換気や消毒などの感染症対策を各投票所で行っています。



感染症対策にご協力をお願いします

- ▶鉛筆やシャープペンシルを持参しての記載
- ▶投票所入口で手指消毒 ▶周りの方との距離を保つ
- ▶マスク着用や咳エチケット、来場前後の手洗い

「選挙のお知らせ」を忘れずに!

6月22日(水)から順次、世帯全員分を一つの封筒に入れて発送しています。投票所を確認の上、ご自身の「選挙のお知らせ」をお持ちください。

届かない、紛失した、忘れた場合でも、投票は可能です。投票所の係員にお申し出ください。



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん



葛飾区で投票できる方

平成16年7月11日までに生まれた日本国民で、令和4年3月21日までに葛飾区に転入の届け出をし、選挙人名簿に登録されている方

字が書けない方や身体に障害のある方は、代理・点字投票ができます。投票所の係員にお申し出ください。

住所を変更した方

住所変更の種類	条件など	投票の可否など
葛飾区に転入した場合	令和4年3月22日以降に転入の届け出をした	前住所地で投票できる場合があります。前住所地の選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。
葛飾区から転出した場合	▶令和4年3月22日以降に転出先に転入の届け出をした ▶葛飾区の選挙人名簿に登録されている	左の条件全てに該当する方は、葛飾区で投票できます。
葛飾区内で住所を移した場合	令和4年6月10日までに転居の届け出をした	転居後の投票所で投票してください。
	令和4年6月11日以降に転居の届け出をした	転居前の投票所で投票してください。

不在者投票ができます

次のいずれかに該当する方は、葛飾区の投票所以外で投票できます。

- ①出張などで区外に滞在中の方
- ②都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院、入所中の方
- ③一定等級の身体障害者手帳をお持ちの方や介護保険で「要介護5」の認定を受けている方(事前に「郵便等投票証明書」の交付が必要です)

※③に該当する方は、7月6日(水)午後5時(必着)までに投票用紙などの請求をお願いします。

投票用紙の請求方法など、詳しくは区ホームページをご覧ください。

期日前投票ができます

仕事・旅行・病気などで7月10日(日)に投票所へ行けない方は、期日前投票をすることができます。また、7月11日までに18歳になる方で、期日前投票を行う日に17歳の方は、期日前(不在者)投票所で不在者投票ができます。

【持参するもの】

「選挙のお知らせ」裏面の「期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)」
区ホームページから取り出せる他、期日前(不在者)投票所にも備えてあります。

期日前(不在者)投票所

【時間】 午前8時30分～午後8時(イトーヨーカドー四つ木店を除く)

期間	会場
6/23(木)～7/9(土)	区役所1階正面玄関(立石5-13-1) 堀切地区センター(堀切3-8-5) 亀有地区センター(亀有3-26-1リリオ館7階) 新小岩北地区センター(東新小岩6-21-1) 高砂地区センター(高砂3-1-39)
7/3(日)～9(土)	金町地区センター(東金町1-22-1) 西水元地区センター(西水元5-3-1-101) イトーヨーカドー四つ木店2階(四つ木2-21-1) ▶7/3(日)・8(金)・9(土)午前9時～午後8時 ▶7/4(月)～7(木)午前10時～午後8時

※期日前投票は、お住まいの地域にかかわらず、どの会場でも投票できます。

新型コロナウイルスに感染し、自宅などで療養している方について

自宅等療養期間が、6月23日(木)～7月10日(日)に重なる方は、郵便で投票ができます。

【請求方法】 7月6日(水)午後5時(必着)までに郵送か代理人による持参

【必要書類】 ▶投票用紙等請求書(区ホームページから取り出せます)

▶就業制限通知の原本(保健所より希望者に郵送されます)

【提出先】 〒124-8555

葛飾区役所選挙管理委員会事務局(区役所4階434番)

▶選挙公報や開票の参観については2面をご覧ください。